

有料老人ホーム寿の里

特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 運営規程

第1条 医療法人社団寿山会田島病院が開設する特定施設入居者生活介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所「有料老人ホーム寿の里」（以下「事業所」という。）が実施する特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態にある者（以下「要介護者等」という）、要支援者状態にある者（以下「要支援者等」という）に対し、適正な特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

- 2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 3 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 有料老人ホーム寿の里
- 二 所在地 〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 917

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

三 看護職員 2名以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

四 介護職員 8名以上

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

五 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

六 計画作成担当者 介護支援専門員 1名

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第 6 条 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

一 入居定員 40 人

二 居室数 1 人部屋 40 室

(特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第 7 条 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次の通りとする。

一 入浴(2回/週)、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話

二 機能訓練

三 療養上の世話

四 健康チェック

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担金相当額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から別表のとおり支払いを受けるものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用者が一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第 9 条 次のような状態の場合に一時介護室への入居を行うこととする。

- 一 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見として一時介護室への入居に関する記載がある場合
- 二 主治医又は協力病院等が医学的な判断により、一時介護室への入居が必要と判断した場合
- 三 その他利用者の心身の状況により、管理者が一時介護室への入居を必要と判断した場合

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 10 条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。

- 2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
- 3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

(緊急時等における対応方法と協力医療機関)

第 11 条 施設は、以下の医療機関を協力医療機関として定め、利用者の病状の急変等に備えるものとする。

- 一 協力医療機関 医療法人社団寿山会田島病院
- 二 協力歯科医療機関 医療法人平静会 外丸歯科医院

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(秘密保持等)

第 13 条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(苦情対応)

第 14 条 管理者は、提供した特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 15 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第 16 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を予め書面により得るものとする。

(身体拘束の適正化)

第 17 条 事業所は、当該利用者または他の利用者当の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 身体拘束等の指針を整備する。
- 4 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は入居者等の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結

果について従業者に周知徹底を図る。

- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(感染症への対応)

第19条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないようにつぎの各号に掲げる処置を講ずるものとする。

- 2 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施し業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、利用者に対する特定施設サービスの提供についての記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団寿山会田島病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する

平成27年8月1日 改定

平成29年8月1日 改定

平成30年4月1日 改定

令和 3年4月1日 改定

令和 5年12月1日 改定

令和 7年 3月1日 改定

別表

利用料およびその他の費用額

* 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

内 容	料 金
家賃	月額 30,000 円
管理費	月額 31,000 円 (光熱水費用含む)
食費	日額 朝食 470 円 昼食 550 円 夕食 520 円 おやつ 50 円
介護保険給付対象外費用	リネン費 一か月 4,500 円 理美容代 実費 おむつ代 実費 日用品費 実費 個別的な外出介助 1回 500 円 個別的な買い物代行 1回 500 円